

長野、昭59不4、昭60.1.18

命 令 書

申立人 総評・全国一般労働組合長野地方本部

被申立人 信越化成株式会社

主 文

- 1 被申立人は、申立人組合員A₁に対して、昭和59年8月25日に命じた3交替勤務から日勤勤務への配置転換がなかったものとして、同配置転換以降同人が退職した昭和59年10月20日までの間の同人が受けるはずであった輪番・準夜・深夜手当相当額を支払わなければならない。
- 2 被申立人は、申立人組合員に対して、通勤用マイクロバスへの乗車拒否、組合脱退強要、退職強要、いやがらせとしての配置転換・職務変更などを行い、申立人の運営に支配介入してはならない。
- 3 被申立人は、下記の誓約書を申立人に手交するとともに、同文を縦1メートル、横1.5メートルの白色木板に、楷書で明瞭に墨書して、被申立人本社入口付近の従業員の見やすい場所に、10日間掲示しなければならない。

記

誓 約 書

当社が、貴組合員に対して行った、通勤用マイクロバスへの乗車拒否、組合脱退強要、退職強要及びいやがらせとしての配置転換・職務変更は、長野県地方労働委員会により、不当労働行為であると認定されました。当社は、今後このような行為を繰り返さないことを、長野県地方労働委員会の命令により誓約いたします。

昭和 年 月 日

総評・全国一般労働組合長野地方本部

執行委員長 A₂ 殿

総評・全国一般労働組合長野地方本部長野支部信越化成分会

執行委員長 A₃ 殿

信越化成株式会社

代表取締役 B₁

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 申立人総評・全国一般労働組合長野地方本部（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所を置き、個人加入した労働者によって組織されている労働組合で、本件申立時の組合数は1,370名である。

総評・全国一般労働組合長野地方本部長野支部信越化成分会（以下「分会」という。）

は、昭和56年3月26日に結成され、本件申立時における分会の組合員数は5名である。
(2) 被申立人信越化成株式会社(以下「会社」という。)は、昭和36年6月29日に設立され、現在、肩書地に本社及び工場(以下「信濃町工場」という。)を置き、合成樹脂の成型及び再生加工を営む会社で、本件申立時の従業員数は約40名である。

なお、会社は、昭和59年3月27日までは、上水内郡豊野町大字豊野字沖496-1に本社(以下「豊野本社」という。)を置き、信濃町工場のほかに、同所に工場(以下「豊野工場」という。)を有していた。

2 本件申立てに至るまでの経過

(1) 分会の結成とその後の組合活動

ア 昭和56年2月頃、会社並びに当時会社の子会社であったダイポリン工業株式会社及び北信ポリマー株式会社の3社について合併問題が生じ、この3社に働く従業員は、合併に伴い人員整理が行われることを危惧し、また、従前から不満を抱いていた労働諸条件の改善を目的として、分会の結成準備を進め、同年3月26日、分会が結成された。

イ 分会結成から昭和57年の春闘までは、会社に対する長野県経営者協会の指導もあり、労使関係は比較的順調であった。

しかし、同協会の直接の指導がなくなってからは、昭和57年8月3日の夏季一時金についての団体交渉の際、B₁代表取締役(以下「B₁社長」という。)が、交渉中に一方的に席を立ち、これに対して組合は、翌日分会結成以来初めての抗議文書を会社に出すなど、労使関係に円滑さを欠くようになった。

(2) 鳥居化成有限会社との業務提携

ア 昭和55年、会社は、価格の低迷、公共事業の抑制等により業績が悪化し、同年12月には2,000万円の不渡り手形を出した。

イ 会社の大手取引先は、三井東圧グリーン施設株式会社、日産樹脂株式会社及び化成品商事株式会社(以下、この3社を「大手3社」という。)であったが、昭和58年7月25日に開催された団体交渉において、会社は、組合に対し、大手3社との取引は将来的に会社にとって得策ではないとして、鳥居化成有限会社(以下「鳥居化成」という。)との業務提携の意向を明らかにした。

ウ 鳥居化成は、昭和39年11月13日に設立され、上水内郡豊野町大字豊野1,864において、合成樹脂の成型、再生加工及び販売を営む会社であり、代表取締役のB₂は、B₁社長の義兄に当たる。

なお、鳥居化成には労働組合はない。

エ 昭和58年9月1日、会社と鳥居化成は業務提携を行った。

会社は、従来独自に原材料を仕入れ、独自に製品を販売していたが、この業務提携により、原材料を鳥居化成から仕入れ、すべての製品を鳥居化成へ販売することになった。

オ 同年9月、大手3社に対する債務約6億円を返済するため、会社は手形を振り出し、鳥居化成がこの手形の裏書保証をした。

なお、鳥居化成は、この裏書保証をするに当たって、業務提携を条件として提示していた。

カ 同年9月10日に開催された団体交渉の席上、B₁社長は、「鳥居化成とは業務提携ではなく、吸収合併である。組合との約束どおりにはいかないし、労働条件の低下は当たり前である。」という旨発言した。

(3) 信濃町工場への集約に至る経過

ア 昭和58年9月10日に開催された団体交渉の席上、B₁社長は、組合に対し、豊野本社及び豊野工場を売却して、信濃町工場へ移転・集約したい旨の意向を明らかにした。

イ 組合は、基本的には、これに反対の意を表明し、9月10日以降11回にわたる団体交渉を会社と行った。

ウ この11回にわたる団体交渉において、最大の交渉事項となったのは、豊野町から信濃町への通勤用マイクロバスの運行問題であった。

従来、会社の通勤用マイクロバスが、豊野工場への通勤者のために、牟礼・三水—豊野間を国道18号線を経由して運行されていたが、組合は、信濃町工場への集約後については、豊野町から信濃町へ運行するよう会社に要求した。

これに対し、会社は、「国道18号線は事故が多いし危険であるので、マイクロバスは廃止したい。」「マイクロバスは売った。」などと言って、マイクロバスの運行廃止を強く主張した。

このため、通勤用マイクロバスの運行をめぐる交渉は難航し、信濃町工場への集約直前の昭和59年3月21日に開催された団体交渉においては、この問題についての交渉中に、B₁社長をはじめ会社側は一方向的に席を立った。

組合は、この問題について、さらに話し合いを望んだが、集約日が迫っていたこともあり、やむを得ず通勤用マイクロバスの廃止に合意した。

エ この通勤用マイクロバスの廃止に伴い、豊野町方面から信濃町工場へ通勤するには、自家用車による通勤者以外は、国鉄信越線（豊野駅—古間駅）を利用して通勤することになり、国鉄のダイヤの関係上、これらの者は従来の勤務時間では事実上勤務は不可なことから、組合は、これらの者の勤務時間について会社と交渉した。

その結果、これらの者については、始業及び終業時間の特例を認めることとなったが、その具体的時間については、実際に古間駅から信濃町工場まで徒歩で通勤してみなければその所要時間がわからないということで、信濃町工場への集約当日まで正確には決まっていなかった。

なお、会社における従来の勤務時間帯は、次のとおりであった。

日勤男子	8：30～17：30
日勤女子	8：30～17：00
3 交替勤務者	日勤 8：00～17：00
	準夜 17：00～24：00
	深夜 0：00～8：00

オ また、この一連の団体交渉の過程においては、信濃町工場への集約後の生産ラインを鳥居化成と同様の方式とすることについても大きな問題となった。

従来、豊野工場では12台の機械を3人で、信濃町工場では5台の機械を3人で担当していたが、会社は、信濃町工場への集約後は、18台の機械を4人で担当する等の鳥居化成方式に移行することを提案した。

これに対し、組合は、会社に鳥居化成の工場見学のあっせんを要求したが、B₁社長は、「鳥居は組合が無いし、鳥居化成の社長は組合が大嫌いだから駄目だ。」と言って、これを拒否し、結局、組合は鳥居化成の工場を見学することはできなかった。

カ 昭和59年3月24日、組合と会社の間で、豊野本社及び豊野工場の信濃町工場への移転・集約に伴う分会組合員の労働条件等について、協定が締結された。

(4) 分会役員に対する懲戒処分

ア 3月28日の経過

(ア) 昭和59年3月28日、豊野本社及び豊野工場の信濃町工場への移転・集約に伴い、豊野工場に勤務していた従業員は、信濃町工場へ初出勤した。

これら信濃町工場への初出勤者は、管理職を除くと14名であり、全員が組合員であった。

これら14名が信濃町工場へ通勤するには、自家用車による方法（以下「マイカー通勤」という。）と国鉄信越線を利用する方法（以下「列車通勤」という。）とがあり、前者に該当するのは、A₃（分会執行委員長。以下「A₃」という。）A₁（分会書記次長。以下「A₁」という。）、A₄（分会会計監査。以下「A₄」という。）、A₅（分会執行委員。以下「A₅」という。）、A₆（以下「A₆」という。）の5名であり、後者に該当するのは、A₇（以下「A₇」という。）、A₈（以下「A₈」という。）、A₉（以下「A₉」という。）、A₁₀、A₁₁（以下「A₁₁」という。）、A₁₂（以下「A₁₂」という。）、A₁₃（以下「A₁₃」という。）、A₁₄及びA₁₅の9名であった。

しかし、これら14名のうち、3月28日に実際国鉄を利用して信濃町工場へ出勤したのは、A₈、A₉及びA₁₃の3名だけであり、残る11名は、マイカー通勤により、あるいはマイカー通勤者の乗用車に便乗して出勤した。

なお、A₈、A₉及びA₁₃の3名は、国鉄のダイヤの関係上、勤務に就いたのは午前9時10分頃であり、残る11名は、全員が午前8時30分に勤務に就いた。

(イ) 3月28日、会社はまだ新工場の4月9日操業開始に向けての準備段階にあり、信濃町工場へ初出勤した組合員（以下「旧豊野工場の組合員という。」）14名は、全員日勤勤務で清掃、整理、雪片付けなどの雑務に従事した。

なお、従来から信濃町工場に勤務していた従業員（以下「旧信濃町工場の従業員」という。）は、旧工場がまだ操業中であったので、通常の勤務に就いていた。

(ロ) 3月28日午後4時頃、B₃取締役総務部長（以下「B₃部長」という。）は、列車通勤者が帰りの列車に遅れないようにその終業時間を午後5時10分とすることを、独自の判断で決定し、列車通勤該当者9名全員にこのことを連絡して回った。

その際、同人が、A₁₁及びA₁₂に、「汽車通の人は、5時10分であがっていいですよ。」と連絡したところ、両名は、「私達は今朝会社へ8時半に入りましたから、夕方5時にあがっていいですか。」と質問した。

これに対し、B₃部長は、従来からの日勤女子の勤務時間（午前8時30分～午後5時）を勘案し、5時にあがっていい旨答えた。

(ハ) 同日午後4時30分頃、A₁₁及びA₁₂は、A₁に、B₃部長から、「汽車通で来た人は、5時10分で帰っていい。」「朝の8時半に出勤した人は、5時で帰っていい。」という連絡を受けた旨伝え、A₁は、A₃及びA₅に、「8時半に来た人は5時でしまっ

いいと言われたもので、5時で帰りましょう。」と伝えた。

(カ) その後、この旨の連絡が、旧豊野工場の組合員の間で伝達され、この伝達に基づき、連絡もとれなかったA₆を除く13名は、午後5時10分頃タイムカードを打刻し、マイカー通勤者の乗用車に分乗して退社した。

(カ) 同日夜、会社事務所において、B₁社長、B₄取締役工場長（以下「B₄工場長」という。）、B₃部長及びB₅取締役管理室長（以下「B₅室長」という。）の4名により重役会議が開かれ、その席上、旧豊野工場の組合員のうち、マイカー通勤該当者で、本来午後5時30分が終業時間であるA₃、A₁、A₄、A₅及びA₆の5名のうち、A₆を除く4名が午後5時10分に退社していることが話題になり、これら4名に対する懲戒処分が決定された。

イ 3月29日の経過

(ア) 3月29日の朝、B₃部長は、出勤して来たA₃、A₁、A₄及びA₅の4名に対して、「お前達は首だから帰れ。」などと言って、口頭で解雇通告した。

(イ) 同日午後2時頃、組合は、4名の解雇を撤回すること及びこの解雇問題について、3月30日午後1時から団体交渉を行うことを内容とする申入れ書を、B₅室長に提出した。

ウ 3月30日の経過

(ア) 3月30日午後3時頃、B₃部長は、会社休憩室で待機していたA₃、A₁、A₄及びA₅の4名に対し、それぞれ懲戒処分の通知書を手渡した。

通知書の内容は、A₃及びA₅については、「懲戒解雇通知 貴殿を昭和59年3月28日付をもって懲戒解雇とする。」、また、A₁及びA₄については、「出勤停止ならびに昇給停止通知 昭和59年3月28日、就業時間内に無断で業務を放棄したことにより、7日間の出勤停止及び昇給停止（昭和59年度分）とする。」となっていた。

(イ) 同日午後6時から団体交渉が行われ、組合は、懲戒処分の理由とA₁及びA₄に対する処分が解雇から出勤停止及び昇給停止に変わった理由について説明を求めたが、会社側は一切説明を行わず、午後6時50分頃には、会社の考えは変わらないとして、一方的に席を立った。

なお、この団体交渉には、組合が出席を強く求めていたB₁社長は欠席し、このことについて、B₃部長は、「社長は、これからの団交には一切出ない。」と言った。

(5) 4月1日の組合脱退工作

ア 4月1日、昼休み時間中の午後0時15分頃から同45分まで、会社休憩室において、会社の招集による会合が行われた。

この会合には、B₁社長、B₄工場長、B₃部長、B₅室長、B₆係長（以下「B₆係長」という。）及びB₇係長（以下「B₇係長」という。）の会社幹部が出席し、また、3交替勤務者のうち、当日勤務する順番に当たっていなかった従業員も含め、旧信濃町工場の従業員はほとんど出席した。

なお、4月1日は日曜休日であり、本来出勤しなければならないのは、3交替勤務者のうち、当日勤務する順番に当たっている者だけであり、旧豊野工場の組合員は、4月9日の新工場の操業開始までは日勤勤務であったため、4月1日は全員休んだ。

イ この会合の席上、B₁社長は、A₃ら4名の懲戒処分問題について、「この4名は、

非常に勤務態度が悪く不真面目である。勤務時間中に勝手にどこかへ抜け出て行くことがあった。4名のうち2名は1週間の出勤停止であり、委員長ともう1名は懲戒解雇である。」などと述べた。

その後、同人は、「信濃町の皆さんは非常に真面目であり、皆さんを信頼しております。どうか私について来てください。」という旨述べた。

ウ 同日午後2時50分頃、従来から信濃町工場に勤務していた組合員（以下「旧信濃町工場の組合員」という。）A₁₆（以下「A₁₆」という。）、同A₁₇（以下「A₁₇」という。）、同A₁₈（以下「A₁₈」という。）及び同A₁₉（以下「A₁₉」という。）の4名が、勤務中の旧信濃町工場の組合員A₂₀（以下「A₂₀」という。）、同A₂₁及び同A₂₂のところへ来て、「実は、この4人で事務所へ呼ばれてきたんだ。組合へ入っているよりも賃金をよくするから、組合を抜けてもらいたい。皆さんも何とか同意してもらいたい。実は、これだけの賛成があるんだ。」と言い、既にA₁₆ら4名を含む6名の署名がなされている署名用紙を見せ、署名を求めた。

エ さらに、同日午後4時30分頃、A₁₆、A₁₇、A₁₈及びA₁₉の4名は、昼休みの会合後自宅に戻っていた旧信濃町工場の組合員A₂₃（以下「A₂₃」という。）のところへ行き、豊野工場が信濃町へ来たんだから、信濃町は一体となって行動をとろうという旨言い、具体的には、A₁₆が、「会社の方針として、組合をやめてもらいたい。」と言って署名を求めた。

オ 同日午後8時10分頃、A₁₆、A₁₇、A₁₈及びA₁₉の4名は、A₃の自宅に、12名の署名がなされている組合脱退届を持参した。

なお、この12名の署名者は、旧信濃町工場の組合員のうち、署名を拒否したA₂₀を除く全員であった。

カ 会社は、4月6日から7日にかけて予定していた全従業員を対象とした慰安会を、4月2日、会社休憩室に、都合により中止する旨の掲示を行い、中止した。

しかし、4月6日から7日にかけて、信越化成互助会の名で、旧信濃町工場の従業員約18名が参加して慰安会が開催され、この宴会には、B₁社長、B₄工場長、B₃部長、B₅室長、B₆係長及びB₇係長の会社幹部も出席した。

(6) 不当労働行為の救済申立て

組合は、昭和59年4月4日、A₃らの懲戒処分について、同月13日には組合脱退工作について、当委員会に対し、それぞれ不当労働行為救済申立て（長地労委昭和59年不第1号及び同第2号事件。以下「59年不1・2号事件」という。）を行った。

当委員会は、会社が行ったA₃らに対する懲戒処分及び組合脱退工作は不当労働行為であると認め、昭和59年11月22日、救済命令を発した。

3 A₇に対する通勤用マイクロバスへの乗車拒否、B₃部長の言動及び配置転換

(1) 通勤用マイクロバスへの乗車拒否

ア A₅は、昭和59年4月19日に組合を脱退し、同年5月1日に会社に復職したが、組合は、同人が旧豊野工場の組合員に対し、組合を抜ければマイクロバスを出すという旨言っているとの情報を旧豊野工場の組合員から得たため、5月15日の春闘の団体交渉の席上、会社に対し、マイクロバスを運行するなら早く運行するよう要求したが、会社は、一切マイクロバスは出さないと断り、この要求を拒否した。

- イ 会社は、5月17日夕刻より、廃止していた通勤用マイクロバスの運行を再開し、その運転はA₅が担当するようになった。
- ウ A₇は、5月17日の夕方、B₁社長から、「明日からマイクロバスが出るから、マイクロバスで通勤するように。」と言われ、翌日からマイクロバスで通勤するようになった。
- エ 5月18日以降、豊野町方面からマイクロバスで通勤していた者は、管理職であるB₃部長を除くと8名であったが、そのうち組合員はA₇1名であり、他の者は、マイクロバスの運行再開当時までに全員組合を脱退していた。
- オ 7月16日、信越化成不当解雇撤回支援共闘会議が中心となり、A₃らに対する懲戒処分及び組合脱退工作に抗議する内容のビラ約100枚を、B₁社長及びB₄工場長が居住する豊野町の街頭に掲示した。
- カ 7月20日の夕方、A₇がマイクロバスに乗車したところ、A₅から、「ちょっと用事があるから降りろ。」と言われ、さらに、「明日からマイクロに乗ってはいけねぞ。朝8時半までに来い。」と言われ、マイクロバスへの乗車を拒否された。
- 同日夜、A₇は、A₃にマイクロバスへの乗車を拒否された旨電話で連絡し、A₃は、組合の長野支部書記長A₂₄（以下「A₂₄書記長」という。）に、この旨連絡した。
- キ 7月21日午後2時10分頃、A₂₄書記長がB₄工場長に対し、電話で、「なぜ、A₇さんだけ乗せないんだ。」と抗議したところ、B₄工場長は、「組合が今、いろんなビラを街頭に貼ったり、解雇撤回闘争をやっている。そんなことをやっている組合に入っているA₇は乗せることはできない。」という旨答えた。
- ク 通勤用マイクロバスへの乗車を拒否されたA₇は、列車通勤では国鉄のダイヤの関係上、朝8時30分に出勤することは困難なため、7月21日以降A₃の自家用車で会社への送り迎えをしてもらっていた。
- (2) B₃部長の言動及び配置転換
- ア 59年7月31日午前11時30分頃、B₃部長は、作業中のA₇に対し、「組合をやめろ。組合をやめないなら会社を辞めろ。」と言った。
- イ A₇は、信濃町新工場の操業開始以降、日勤勤務でスクラップパイプの切断・粉碎の作業（不良品となったパイプを切断・粉碎し再生加工に回す作業）に従事していたが、8月1日午前8時35分頃、B₃部長は、A₇に対し、同日以降会社構内のゴミ片付けの作業を行うよう命じた。
- なお、その際、B₃部長は作業変更の理由について何も説明しなかった。
- また、同日、B₃部長は作業中のA₇に対し、「組合をやめろ。お前みたいな者はいたっていなくたっていいんだ。」と言った。
- ウ 会社は、信濃町工場への移転・集約に関する団体交渉の中で、信濃町新工場の操業開始後の人員配置について組合に提案し、組合もこれを了承していたが、この人員配置によると、スクラップパイプ切断・粉碎の職務は、A₇及びC₁（以下「C₁という。）が担当するようになっており、実際上も、新工場の操業開始以降7月31日までは、両名がこの作業を行っていた。
- なお、8月1日以降は、A₇の代わりに、C₂がC₁とともにスクラップパイプ切断・粉碎の作業を行うようになった。

エ A₇は、8月1日から同月11日まで、会社構内のゴミを集め、穴の中に埋めるなどの雑役に1人で従事したが、新工場の操業開始以降7月31日までの間、同人は、会社構内のゴミ片付けの作業に従事したことはなかった。

オ 8月10日午前11時30分頃、B₃部長は、作業中のA₇に対し、「明日、判子と健康保険証を持って来い。17日から来なくていい。」という旨言った。

なお、A₇はそれに従わなかった。

カ 会社は、8月12日から同月16日まで盆休みで休業したが、休み明けの同月17日、A₇が出勤したところ、B₃部長は同人に対し、ゴミ片付けの作業を命じ、さらに、同日の午前中、「明日から豊野の旧工場へ行って、パイプの水洗いの仕事をやれ。」と命じた。

なお、その際、B₃部長は、配置転換の理由については何も説明しなかった。

キ 8月18日以降、A₇は、旧豊野工場で、水害で水をかぶり泥の付いたパイプを洗う作業に1人で従事した。

なお、A₇の自宅から旧豊野工場までは、自転車で10分位の距離である。

ク 9月3日午前11時頃、旧豊野工場でパイプ洗いの作業をしていたA₇のところへ、B₃部長が来て、「組合をやめろ。組合をやめなければ解雇処分を出す。」と言った。

また、その際、B₃部長が、「この屋根もじきなくなるんだから、雨が降ったらどうする。」と聞いたため、A₇が、雨が降ったら自宅へ帰って昼食をとる旨答えたところ、同部長は、「それは問題だ。自分で小屋を持って来て建てろ。」と言った。

なお、旧豊野工場には、休憩所、トイレ等の設備はなく、A₇は、雨降りの際、近くの廃車の中で昼食をとったこともあった。

ケ 10月22日午前8時30分頃、B₃部長が来て、A₇に対し、「組合をやめるのか、やめないのか。」と言い、同人が、「家へ帰って、皆と相談してくるから。」と答えると、同部長は、「11月5日に返事を聞きに来る。」と言った。

4 A₂₃に対するB₃部長及びB₄工場長の言動等

(1) A₂₃は、昭和59年4月1日、会社の脱退工作によりいったんは組合を脱退したが、同月19日組合に復帰した。

(2) 8月8日午後4時頃、B₃部長は、A₂₃に対し、「仕事がないので、8月11日で会社を辞めてもらいたい。」と言った。

(3) 8月9日、A₂₃は、59年不1・2号事件の申立人申請証人として、審問で証言を行った。

(4) 8月10日午前10時頃、B₃部長は、A₂₃に対し、「明日、判子を持って来い。」と言い、さらに、同日午後3時頃、「判子のほかに保険証も持って来い。8月分と9月分の金を渡す。」と言った。

(5) 8月11日午前8時25分頃、A₂₄書記長ほか3名が会社に行き、B₃部長に対し、A₂₃に対する会社の行為は不当労働行為だから直ちにやめるよう抗議したところ、同部長は、「うるさい。そんなことお前らに言われる筋合いはない。」「帰れ帰れ。」などと言った。

さらに、上記4名が、B₄工場長にも同様の抗議をしたところ、同工場長は、「もうお前らの面は見たくない。」「大体、全国一般だとかそういうの気にくわないんだ。」などと言った。

- (6) 盆休み明けの8月17日、A₂₃が出勤したところ、B₃部長は同人に対し、「工場の仕事はない。会社の山荘へ行って草取りをしている。」と言い、会社から約3キロメートル離れた山荘の草取りを命じた。
- (7) A₂₃は、8月17日と18日の両日、会社山荘の草取り作業をしていたが、8月18日午前9時30分頃、B₄工場長が、作業中のA₂₃のところへ来て、「組合を抜けるなら、工場内の仕事をさせてやる。」「今月いっぱい日勤だが、9月1日からは、A₁に代わって、工場内の交替番に入れてやる。」「とにかく、具体的な話については、お昼に事務所に来い。」と言った。
- (8) 同日昼、A₂₃は会社事務所へ行き、そこでB₃部長の指示を受け、自宅まで判子を取りに行き、事務所に戻って組合脱退届を書き、判を押してB₃部長に提出した。

なお、A₂₃が会社事務所でB₃部長の指示を受けた際、B₄工場長、B₈取締役も同席していた。

- (9) A₂₃は、8月18日の午後から、工場内での日勤勤務に戻り、9月3日からは、A₁に代わって、工場内の3交替勤務に組み入れられた。
- (10) A₂₃は、移転・集約前の旧信濃町工場では、3交替勤務に就いており、移転・集約後も、4月19日までは、3交替勤務に就いていたが、4月21日頃から日勤勤務に変更されていた。

なお、3交替勤務者には、月額約2万円の手当が支給されることなどから、A₂₃は、日勤勤務に変更された後も3交替勤務を望んでいた。

5 A₁に対するB₃部長及びB₄工場長の言動並びに配置転換

(1) B₃部長及びB₄工場長の言動

ア 昭和59年6月28日の昼食後、B₄工場長は、会社休憩室でA₁に対し、「もう3年も組合に入っているんだから、そろそろやめるってもんじゃないか。ざっくばらんに話し合おうじゃないか。」などと言った。

イ 8月1日の午後、会社の取締役であり、移転・集約後は鳥居化成に勤務しているB₉は、A₁に対し、「とにかく、A₂₅書記長が組合をやめたから、もう人数もわずかだ。」「A₁ちゃんもやめた方が自分のためになるんじゃないか。」などと言った。

ウ 会社の盆休み中の8月13日午後4時頃、B₃部長は、A₁の自宅を訪れ、同人に対し、「どうだね、組合を抜けるわけにはいかないかね。」と言った。

これに対し、A₁は、「おれも、今年の昇給停止が絡んでいるんで、そのけりがつくまでは組合をやめるわけにはいかない。」と答えたが、B₃部長が、「どうだね、どうだね。」と再三にわたって迫ったため、A₁が、「組合をやめるやめないというか、3交替で夜中にあんな雪の降る所おれも通われないなあ。」ともらしたところ、同部長は、「そうだなあ、通われないなあ。通われないということは辞めるということかね。」「通われないということは辞めるということだな。」と言った。

なお、B₃部長は、帰り際、「じゃ、どうしても組合をやめられないんだな。」「やめられないんなら、工場長はプラムはもらえない。」と言って、A₁が8月12日にB₄工場長に贈った自宅栽培のプラムを返した。

(2) 配置転換

ア 8月18日午前8時35分頃、B₄工場長は、会社休憩室でA₁に対し、「冬になれば通

勤ができないと聞いたけど、どうなんだ。」と言った。これに対し、A₁が、「冬になれば、弱ったなあ、通われそうもないわさ。」と答えたところ、B₄工場長が、「要するに、通われないということは、辞めるということだな。」と念を押したため、A₁は、「通われないということは、辞めるということだなと言われれば、まあ、そういうことだねえ。」という旨答えた。

イ 8月25日午前8時35分頃、B₄工場長は、会社休憩室にA₁を呼び、「9月1日から日勤専門でやってくれ。」と言って、パイプ製造の3交替勤務から日勤勤務への配置転換を命じ、その理由については、「通勤できないという者を3交替という重要な位置においておくわけにはいかない。いつ辞めてもいい職に回す。」という旨述べた。

なお、3交替勤務者が自己都合で退職した場合の補充は、他の職務に就いていた者が回されていたが、補充者に対して、見習い、訓練等の期間がおかれたという事例はなかった。

ウ A₁は、9月1日は休日であり、9月2日は、会社の指示でA₂₃の代わりにパイプ製造の作業に就いたため、実際には9月3日から日勤勤務となり、会社構内に散らばっている再生加工にも回せないパイプのスクラップやビニールシートの切れ端などのゴミを手で集め、それを穴の中に埋めたり、あるいは穴の中で燃やすなどの雑役に1人で従事した。

なお、このような作業は、信濃町新工場の操業開始以後は、A₇が8月1日から同月11日まで従事した以外は例がなかった。

エ 特に作業の指示がない時など、A₁が人と話をしていると、B₃部長が来て、「早く火をたかなければだめだ。」などと言い、また、「仕事なんかないんだ。いつ辞めるんだ。10月20日でもいいんだな。10月20日で辞めてもらいたい。」などと言った。

オ 10月15日午前11時頃、ゴミを燃やしているA₁のところへB₃部長が来て、「どうするんだ、前にも言っておいたけど、10月20日で辞めるんだらうな。」と言い、A₁が、「今審問やっているんで、そのけりがつくまでは会社を辞めるわけにはいかない。」と答えると、同部長は、「そんなら、10月20日以降出て来ても仕事はないぞ。仕事は与えないし、給料も一銭も出さない。」と言った。

カ 10月19日の朝、B₄工場長は、出勤してきたA₁を呼び、「20日で辞めてくれるな。」と言い、これに対し、A₁が、「はい。」と答えると、同工場長は、「明日、保険証と判子を持って来てくれ。」と指示した。

キ A₁は、10月20日、会社に退職届を提出し、退職した。ただし、同人は、結審日現在も、組合の組合員である。

(3) A₁の職歴等

ア A₁は、昭和46年7月に入社して以来、7年間事務所で出荷等の事務を担当し、その後、生産現場に6年間勤務した。

なお、同人は、移転・集約前の豊野工場でも3交替勤務に就いており、信濃町新工場の操業開始後も、日勤勤務を命じられるまでは、3交替勤務に就いていた。

イ 3交替勤務者には、手当として、輪番手当月額3,000円、準夜手当1回当たり700円、深夜手当1回当たり1,300円が支給されているが、A₁は、日勤勤務に変更されて以降、これらの手当は支給されていない。

6 本件救済申立てとその後の状況

- (1) 組合は、昭和59年8月21日、①A₇に対する配置転換の取消し、原職復帰及び通勤用マイクロバスの利用、②A₂₃に対する配置転換の取消し、原職復帰、③A₇、A₂₃、A₁らに対し、組合脱退・退職強要、不当配転を行うなどの組合運営に対する支配介入の禁止、④誓約書の手交とポスト・ノーティスを求めて、当委員会に救済を申し立て、さらに同年9月10日、A₁に対する配置転換の取消し、原職復帰及び原職復帰に至るまでの間の諸手当相当額の支払を請求する救済内容として追加した。
- (3) その後、組合は、請求する救済内容のうち、59年10月29日には、A₂₃に係る配置転換の取消し、原職復帰及びA₁に係る原職復帰の部分を取り下げ、また同年10月24日には、A₇が、会社の不当配転により、精神的・肉体的に過大な犠牲を強いられた結果、本件結審後の同年10月31日、会社を退職したとして、同人に係る配置転換の取消し、原職復帰及び通勤用マイクロバスの利用の部分を取り下げた。

7 会社の審問への不出頭

会社は、本件申立てに対し、答弁書を提出しただけで、当委員会が再三にわたって促したにもかかわらず、証人尋問の申請及び疎明資料の提出もせず、審問にも全く出頭しなかった。

第2 判断

組合は、要旨、次のとおり主張する。

A₇に対する通勤用マイクロバスへの乗車拒否をはじめ、A₇、A₂₃及びA₁に対する組合脱退・退職強要並びに配置転換は、いずれも組合の組織の壊滅を意図して行われたものであり、不当労働行為である。

一方、会社は、要旨、次のとおり主張する。

A₇に対して通勤用マイクロバスへの乗車拒否を行ったことはなく、また、A₇、A₂₃及びA₁に対する配置転換や作業の変更も、会社の業務上の必要性に基づいて行ったもので、本人もこれも承諾しており、不当なものではなく、さらに、組合脱退・退職強要を行ったとの組合の主張については、不知である。

よって、以下、順次判断する。

1 A₇に対する通勤用マイクロバスへの乗車拒否、組合脱退・退職強要及び配置転換について

(1) 通勤用マイクロバスへの乗車拒否について

組合は、会社は、A₇が組合員であることを理由に通勤用マイクロバスへの乗車を拒否した旨主張する。

一方、会社は、A₇の乗車利用を拒否したことは一度もなく、同人は、7月21日から自己の用意した自動車によって通勤しており、同人よりマイクロバスを利用したい等の申入れは一度もなされていない旨、また、7月20日、運転手であるA₅とA₇の間で、乗車をめぐり口論のあったことは認めるが、これは、従業員個人間のいさかいであり、会社の何ら関与するところではなく、この口論の理由も、度重なるA₇らのA₅に対する不当・不法な誹謗・中傷に対し、A₅が反発したもので、その原因もA₇にあるというべきである旨主張するので、以下判断する。

A₇が、7月20日の夕方、マイクロバスの運転手であるA₅から、「明日からマイクロ

に乗ってはいけねぞ。朝8時半までに来い。」と言われたこと、翌日、A₂₄書記長がこの件に関し会社に抗議した際、B₄工場長が、「組合が今、いろんなビラを貼ったり、解雇撤回闘争をやっている。そんなことをやっている組合に入っているA₇は乗せることはできない。」と答えたこと及び当時マイクロバスで通勤していた従業員のうち、組合員はA₇1名であったことは、前記認定第1、3(1)エ、カ及びキのとおりである。これらのことからすると、A₅のA₇に対する発言は、単に、A₅個人の意思によるものではなく、会社の指示によるものであることは明らかであり、会社は、組合がA₃の解雇処分等についてビラ貼り等の闘争を行っていることを嫌悪し、ひいては組合員であるA₇に対し、報復的な措置として、通勤用マイクロバスへの乗車拒否を行ったものと言わざるを得ない。

なお、A₇は、7月21日以降、A₃の自家用車により会社への送り迎えをしてもらっていたことは、前記認定第1、3(1)クのとおりであるが、これはA₇からの連絡により、組合が会社に抗議した際、B₄工場長が、乗せることはできない旨答えたため、A₇は、それ以上マイクロバスを利用したい等の申入れを行わず、列車通勤ではダイヤの関係上朝8時30分に出勤することは困難なことから、A₃の協力を得て通勤していたものと認められる。

また、7月20日、A₇とA₅との間で、乗車をめぐり口論があったとの事実は認められない。

よって、会社の主張はいずれも採用できない。

(2) 組合脱退・退職強要及び配置転換について

組合は、会社は、59年7月31日及び8月10日、A₇に対し、組合脱退と退職を強要し、同人がこれを拒否すると、8月1日には、同人の本来の職務であるスクラップパイプ切断・粉砕の仕事を取り上げ、ゴミの穴埋めなどの雑役に配置転換し、さらに、8月17日には、旧豊野工場でのパイプ水洗いの仕事に配置転換したが、これらの配置転換は、A₇が組合を脱退しないことに対する報復行為として行われたもので、同人に精神的・肉体的な負担を強い、組合からの脱退ないしは会社を退職させんがために行ったものである旨主張する。

一方、会社は、組合脱退強要・退職強要を行ったとの点については不知である旨、また、8月1日に会社の構内整理作業を命じたこと及び8月17日に旧豊野工場での作業を命じたことについては、次のとおり主張する。

- ① A₇の職務は、昨年来の大雪のため、処理されずに屋外に山積みされていたスクラップパイプの構内整理作業であったが、それも7月中旬でほとんど処理が済み、そのあとには、再生加工にも出せないスクラップや破れたシート等のゴミが散乱していたため、8月1日、A₇にこの整理作業を命じたものである。この作業は、それまで同人が行ってきた作業の仕上げといえるものであり、同人に本来の職務を与えこそすれ、取り上げた事実はない。
- ② 8月17日にA₇に対し、旧豊野工場でのパイプ水洗いの仕事を命じた理由は、増大する需要に伴う製品不足を、水害による泥付パイプを水洗いして補う必要が生じたからであり、また、A₇を抜てきした理由は、信濃町工場における構内整理作業も盆前で一段落し、当面、同人に対する急ぎの仕事がなかったこと、パイプ水洗いの仕事は、

従前同人が行ってきた構内整理作業であること及びA₇の自宅から旧豊野工場へは500メートルで通勤に負担をかけないことであり、A₇もこれを快く受け入れ勤務しているのが実態であり、組合が主張する不当配転はこれに当たらない。

よって、以下判断する。

ア B₃部長が、A₇に対し、7月31日には、「組合をやめろ。組合をやめないなら会社を辞めろ。」と発言していること、また、8月10日には、「明日、判子と健康保険証を持って来い。17日から来なくていい。」という旨発言していることは、前記認定第1、3(2)ア及びオのとおりであり、B₃部長のこれらの発言は、その内容からして、A₇に対し、組合脱退と退職を強要したものと云わざるを得ず、組合脱退強要、退職強要を行ったとの点については不知である旨の会社の主張は採用できない。

イ 8月1日、A₇に対し、会社構内のゴミ片付けの作業を命じたことについて、会社は、処理されずに屋外に山積みされていたスクラップパイプの整理作業も、7月中旬でほとんど済んだため、その後片付けの作業を命じたものであり、この作業は、A₇が行ってきたスクラップパイプの構内整理作業の仕上げといえるものであり、同人の本来の職務である旨主張する。

しかしながら、未処理のスクラップパイプの整理作業が7月中旬にはほとんど済んだとの点についての疎明はなく、むしろ、A₇がゴミ片付けの作業を命じられた以後、同人に代わって、C₂がC₁とともに、スクラップパイプ切断・粉砕の作業を行うようになったことは、前記認定第1、3(2)ウのとおりであり、このことから判断すれば、未処理のスクラップパイプの整理作業がほとんど済んだためゴミ片付けの作業を命じたものである旨の会社の主張は信用できない。

また、A₇は、信濃町新工場の操業開始以降ゴミ片付けの作業を命じられるまでの間、C₁とともにスクラップパイプ切断・粉砕の作業を行ってきたこと及びその間同人はゴミ片付けの作業に従事したことがなかったことは、前記認定第1、3(2)ウ及びエのとおりであり、このことから判断すれば、8月1日、A₇に命じたゴミ片付けの作業が同人の本来の職務である旨の会社の主張も信用できない。

一方、ゴミ片付けの作業を命ずる直前の7月31日、B₃部長がA₇に対し、組合脱退と退職を強要する発言を行っていることは、前記判断のとおりであり、さらに、これを拒んで8月1日出勤したA₇に対し、同部長が、ゴミ片付けの作業を命ずるとともに、ゴミ片付けの作業を行っていた同人に対し、「組合をやめろ。お前みたいな者は、いたっていなくたっていいんだ。」と発言したことは、前記認定第1、3(2)イのとおりである。

以上のことを併せ考えると、むしろ、会社は、組合脱退と退職を拒んだA₇に対し、いやがらせとしてゴミ片付けの作業への職務変更を命じたものと推認せざるを得ない。

ウ 旧豊野工場でのパイプ水洗い作業への配置転換について、会社は、増大する需要に伴う製品不足を補うために行ったものであること、また、A₇を選んだ理由としては、信濃町工場において、同人に対する急ぎの仕事がないことなどをあげ、本件配置転換がなんら不当なものではない旨主張する。

しかしながら、会社がA₇に配置転換を命じた際、同人に業務上の必要性や人選

の理由を何も説明していないことは、前記認定第1、3(2)カのとおりであり、また、業務上の必要性や人選理由についての会社の主張を裏付ける疎明はないのであるから、この点に関する会社の主張は信用できない。

一方、旧豊野工場への配置転換を命ずる直前の8月10日、B₃部長がA₇に対し、退職を強要する発言を行っていることは、前記判断のとおりであり、さらに、これを拒んで、盆休み明けの8月17日に出勤したA₇に対し、旧豊野工場への配置転換を命じ、その後も、B₃部長が、9月3日には、「組合をやめろ。組合をやめなければ解雇処分を出す。」と発言していること、また、同日、雨が降ったら自宅へ帰って昼食をとる旨A₇が述べたことに対し、「それは問題だ。自分で小屋を持って来て建てろ。」と発言していること及び10月22日には、「組合やめるのか、やめないのか。」「11月5日に返事を聞きに来る。」と発言していることは、前記認定第1、3(2)カ、ク及びケのとおりである。

以上のことを併せ考えれば、A₇に対する旧豊野工場への配置転換は、会社が、組合脱退と退職を拒んでいる同人に対するいやがらせとして行ったものであり、最終的には、同人を組合からの脱退または退職に追いやることを意図して行ったものと言わざるを得ない。

なお、会社は、A₇は本件配置転換を快く受け入れ、勤務しているのが実態である旨主張するが、これに沿う疎明はなく、通勤用マイクロバスへの乗車拒否をはじめ、その後における度重なる組合脱退・退職強要など会社のA₇に対する態度及び命じられたからやむを得ず従ったもので、快く受け入れたものではない旨のA₇の証言からすると、同人は、やむを得ず旧豊野工場での作業に従事したものと認められ、この点に関する会社の主張も採用できない。

2 A₂₃に対する組合脱退・退職強要及び配置転換について

組合は、会社は、A₂₃に対し、8月8日には退職を迫りながら同人の審問での証言に威圧を加え、同月10日には組合脱退と退職を強要し、また、同月17日には、審問で証言したり組合を脱退しない同人に対する報復として、会社山荘の草取り作業という雑役に配置転換し、さらに、同月18日には、組合を脱退すれば配置転換を取り消して工場内の3交替勤務に戻すと言って、組合脱退届を書かせた旨主張する。

一方、会社は、会社山荘の整備作業を命じたことは認めるが、その余の点については不知である旨主張するので、以下判断する。

A₂₃は、59年4月1日、会社の脱退工作によりいったんは組合を脱退したが、同月19日、組合に復帰し、8月9日の審問において申立人申請証人として証言したこと、また、B₃部長が、A₂₃に対し、審問前日の8月8日には、「仕事がないので、8月11日で会社を辞めてもらいたい。」と発言したこと及び審問翌日の8月10日には、明日、判子と保険証を持って来い、8月分と9月分の金を渡すという旨発言し、退職を迫っていることは、前記認定第1、4(1)ないし(4)のとおりである。

さらに、これらのB₃部長の指示に従わず、盆休み明けの8月17日に出勤したA₂₃に対し、B₃部長が、工場の仕事はないとして、山荘の草取り作業を命じたこと、同月18日には、B₄工場長が、「組合を抜けるなら工場内の交替番に入れてやる。」などと言い、A₂₃は、同日昼にはB₃部長の指示で組合脱退届を書いて提出し、同日午後から工場内の日勤勤務に

戻り、9月3日からは3交替勤務に組み入れられたこと、また、A₂₃は、本来3交替勤務者であり、4月21日頃日勤勤務に変更された後も3交替勤務を望んでいたことは、前記認定第1、4(6)ないし(10)のとおりである。

以上の事実を併せ考えれば、いったんは会社の脱退工作により組合を脱退したものの、その後組合に復帰したA₂₃が、会社の意に反し、申立人申請証人として審問で証言しようとしたこと、あるいは証言したことに対する報復として、会社が、同人に退職を迫り、さらには、これに応じない同人に対し、仕事がないとの口実で山荘の草取り作業への職務変更を命じ、最後には、組合を抜ければ従来の3交替勤務に戻すとの利益誘導により、同人に組合脱退届を提出せしめたものと言わざるを得ない。

よって、会社の主張は採用できない。

3 A₁に対する組合脱退・退職強要及び配置転換について

組合は、次のとおり主張する。

① 会社は、8月13日、A₁に対し執拗に組合からの脱退を強要した。

② 会社は、8月25日、A₁に対し、3交替のパイプ製造部門の職から日勤勤務への不当な配置転換を命じ、9月3日以降会社構内の廃棄物の穴埋め作業などの雑役を強要している。

会社は、この配置転換の理由として、A₁が、冬になれば通勤が無理だから辞めたいと辞意を表明したため、会社を辞めずにすむように配慮して日勤勤務を命じた旨主張するが、これは全くのこじつけであり、A₁は、自ら退職の意思を表明したことは一度もない。

A₁は、冬期の大雪などの際の通勤がかなり困難であることを予想し、そのような悩みをB₃部長に述べたに過ぎず、それも、8月13日、B₃部長から組合脱退を執拗に強要され、返答に詰まったなかから言い訳的に述べたものであり、会社は、このようなA₁の言質をとらえ、「通われないということは、辞めるということだな。」と詰め寄り、同人に対するいやがらせとして、ゴミ片付けという雑役への配置転換を強行したものである。

一方、会社は、次のとおり主張する。

① A₁に対し、組合脱退を強要したとの組合の主張については、不知である。

② 9月3日よりA₁に日勤勤務を命じたのは、8月18日、B₄工場長が、A₁に対し、「冬になると通勤が無理なので退職したいというのは本当か。」とただしたところ、同人は、「通勤が無理だから辞めたいと思っている。」と答え、さらに、8月25日、B₄工場長が、「3交替勤務ができるな。」と確認したところ、「通勤が無理だから辞めたい。」と再度辞意の固いことを確認したため、夜の通勤が無理なら日勤勤務に回ることによりなんとか会社を辞めずにすむのではないかという配慮と、3交替の職務の特殊性を勘案して日勤勤務を命じ、本人もこれを承諾しているのであって、勤務を強要しているとの組合の主張は事実誤認である。

また、職務の特殊性とは、3交替勤務が1班4名編成で24時間製品を作っている関係上、4名が4名とも熟練工であることが要求され、1名でも未熟練工が入っていると、特に、夜間の安全性、生産性、品質管理面で支障が出るということである。熟練工育成の難しさから一番困るのが突然の欠員であり、A₁のように、事前に辞意を固

めている者を、当該業務に就けておくことはできず、いつ辞めても支障のない業務に就けざるを得ないのは、当然の処置である。

よって、以下判断する。

- (1) 盆休み中の8月13日、B₃部長が、わざわざA₁の自宅を訪れ、「どうだね、組合を抜けるわけにはいかないかね。」という旨、何回も発言したこと、また、A₁がこれを拒むと、組合をやめないならプラムはもらえないという旨言い、A₁がB₄工場長に贈ったプラムを返したことは、前記認定1、5(1)ウのとおりであり、B₃部長のこれらの言動は、A₁に対し、執拗に組合からの脱退を迫ったものと言わざるを得ず、組合脱退を強要したとの点については不知である旨の会社の主張は採用できない。
- (2) 3交替勤務から日勤勤務への配置転換について、会社は、A₁が、冬になれば通勤が無理だから辞めたいと辞意を表明したため、日勤勤務に回すことにより、なんとか会社を辞めずにすむのではないかとの配慮から行ったものであり、本人もこれを承諾している旨主張する。

しかしながら、盆休み中の8月13日、B₃部長がA₁の自宅に出向き、執拗に組合からの脱退を迫り、その際、A₁が、「組合をやめるやめないというか、3交替で夜中にあんな雪の降る所、おれも通われないなあ。」ともらしたところ、同部長が、「通われないということは、辞めるということだな。」と発言していること、また、盆休み後の8月18日、B₄工場長がA₁に対し、「冬になれば通勤ができないと聞いたけど、どうなんだ。」と言い、A₁が、「冬になれば、弱ったなあ、通われそうもないわさ。」と答えたところ、同工場長が、「要するに、通われないということは、辞めるということだな。」と念を押したため、A₁が、「通われないということは辞めるということだなと言われれば、まあ、そういうことだねえ。」という旨答えたことは、前記認定第1、5(1)ウ及び同(2)アのとおりである。

また、A₁は、前記8月13日の発言の意図につき、組合をやめるということは意地でも言えないので、そういう言葉が出た旨証言している。

これらのことから判断すれば、8月13日のA₁の発言は、冬期における3交替勤務での夜間の通勤に危惧を抱いていた同人が、組合からの脱退を執拗に迫られた状況の中で、言わばその場逃れに述べたものと解され、また、8月18日の、「通われないということは辞めるということだなと言われれば、まあ、そういうことだねえ。」との発言も、会社が、8月13日のA₁の発言をとらえ、これを奇貨として、「通われないということは、辞めるということだな。」と理詰めで迫ったため、同人が返答に窮して述べたものと解するのが相当であり、いずれの発言も、その当時、A₁が会社に対し退職の意思を表明したものと認め難い。

なお、会社は、8月25日、A₁が、通勤が無理だから辞めたいと辞意を表明したと主張するが、そのような事実は認められない。

一方、日勤勤務への配置転換以後も、10月15日、B₃部長がA₁に対し、「どうするんだ、前にも言っておいたけど、10月20日で辞めるんだろうな。」などと言い、A₁が、「今審問やっているんで、そのけりがつくまでは会社を辞めるわけにはいかない。」と答えたところ、同部長は、「そんなら、10月20日以降出て来ても仕事はないぞ。仕事は与えないし、給料も一銭も出さない。」と発言していることは、前記認定第1、5(2)オのとおりで

あり、会社は、A₁が勤務を継続できるよう配慮するどころか、むしろ執拗に退職を強要している。

以上のことから判断すれば、A₁が退職の意思を表明したため、なんとか会社を辞めずにすむのではないかとの配慮から日勤勤務を命じたものであり、本人もこれを承諾している旨の会社の主張は採用できない。

- (3) 会社は、3交替勤務の特殊性から、事前に辞意を固めている者を、当該業務に就けておくことはできず、いつ辞めても支障のない業務に就けざるを得ない旨主張するが、辞意表明の点については、既に判断したとおりである。また、3交替勤務の特殊性の点については、3交替勤務者が退職した場合、補充者に対して見習い、訓練等の期間がおかれた事例はなかったこと及びA₁の代わりに3交替勤務に入ったA₂₃は、かつては3交替勤務者であったことは、前記認定第1、4(10)及び同5(2)イのとおりである。これらのことからすれば、冬期の通勤が困難である旨述べたA₁を、何故、8月25日の時点で配置転換しなければならないのか理解し難く、また、会社の主張を裏付ける疎明もないのであるから、この点に関する会社の主張も採用できない。
- (4) 以上のことを併せ考えると、会社は、組合からの脱退を拒んでいるA₁に対し、いやがらせとしてゴミ片付けなどの雑役を強い、最終的には、同人を組合からの脱退または退職に追いやることを意図として、3交替勤務から日勤勤務への配置転換を命じたものと言わざるを得ない。

4 結論

以上を総合して判断すると、A₇、A₂₃及びA₁に対する会社の行為は、会社が、59年不1・2号事件以降も組合を嫌悪し、組合員としてとどまっている同人らに対し、報復的な行為、あるいはいやがらせを行い、ひいては同人らを組合からの脱退または退職に追いやることにより、分会の組織を壊滅しようとして行ったものと断ぜざるを得ない。

よって、A₁に対する会社の行為は、労働組合法第7条第1号及び第3号に、A₇及びA₂₃に対する会社の行為は、同条第3号に該当する不当労働行為である。

なお、会社は、59年不1・2号事件係属中であるにもかかわらず、上記の不当労働行為を次々と重ね、さらに本件についての証人尋問の申請及び疎明資料の提出もせず、加えて審問にも全く出頭しないなど、不誠実な態度に終始しており、このような会社の態度は甚だ遺憾と言わざるを得ない。今後労使関係の正常化を図るうえからも、強く反省を求めるものである。

以上の事実認定と判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

昭和60年1月18日

長野県地方労働委員会

会長 丸 山 衛